

第47回 知的財産管理技能検定

2級 実技試験

管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択肢における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択肢には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2023年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 鞄メーカーX社の開発者甲は、持ちやすく滑りにくい形状の持ち手a及び開きやすい工夫をしたポケットbを備える婦人用鞄に係る発明Aを自ら完成した。X社は、2023年12月20日に発明Aに係る請求項1つを記載して、特許出願Pを行った。特許出願Pについて、出願審査の請求をすべきか否かを判断するために調査を行ったところ、事実1～事実3が判明した。

事実1 2022年6月1日に米国で出願された米国特許出願Bは、2023年12月1日に米国で出願公開されていた。米国特許出願Bに係る明細書、特許請求の範囲及び図面に発明Aと同じ内容の発明が記載されていた。

事実2 2023年11月1日に発行された雑誌の記事Cに、aと同じ形状の持ち手を有するY社の男性用鞄が掲載されていた。但し、その記事Cにはポケットに関して記載されていなかった。

事実3 2023年10月2日に発行された公開特許公報Dに、W社の乙が発明し、かつ、ポケットbと同じ工夫がされたポケットを有する子供用鞄が記載されていた。但し、その公報Dには持ち手に関して記載されていなかった。

以上を前提として、問1～問4に答えなさい。

問1

特許出願Pについて、事実1に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問2

【理由群I】の中から、問1において拒絶されないと判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【理由群I】

- ア 拒絶理由には該当しないため
- イ 新規性（特許法第29条第1項各号）の拒絶理由に該当するため
- ウ 進歩性（特許法第29条第2項）の拒絶理由に該当するため
- エ 先願（特許法第39条）の拒絶理由に該当するため

問3

特許出願Pについて、事実2及び3に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問4

【理由群II】の中から、問3において拒絶されないと判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【理由群II】

- ア 拒絶理由には該当しないため
- イ 新規性（特許法第29条第1項各号）の拒絶理由に該当するため
- ウ 進歩性（特許法第29条第2項）の拒絶理由に該当するため
- エ 先願（特許法第39条）の拒絶理由に該当するため

〔2〕 食品メーカーX社は、「プリンス」という商品名を用いる新商品のチョコレートの販売を検討している。X社の知的財産部の部員甲が先行商標調査を行ったところ、食品メーカーY社が、7年前に指定商品「洋菓子」について商標「PRINCE」とする商標権Aの登録を受けていたことがわかった。調査報告に関して、X社の知的財産部の部長乙に対して、甲が発言1をしている。なお、「チョコレート」は「洋菓子」に含まれる商品である。

発言1 「新商品のチョコレートを商品名『プリンス』として販売すると、商標権Aを禁止権の範囲で侵害するおそれがあります。」

甲が更に調査を行ったところ、X社は8年前に指定商品「洋菓子」について商標「プリンス」とする商標権Bの登録を受けていたことがわかった。調査報告に関して、乙に対して、甲が発言2をしている。

発言2 「商標権Bの存在を理由として商標登録無効審判を請求した場合、商標権Aに係る商標登録は無効になります。」

以上を前提として、問5～問8に答えなさい。

問5

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問6

【理由群III】の中から、問5において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【理由群III】

- ア X社の使用商標とY社の登録商標が非類似であり、かつX社の使用商品とY社の指定商品が非類似であり、X社の行為は、禁止権の範囲でY社の商標権の侵害とならないため
- イ X社の使用商標とY社の登録商標は同一であるが、X社の使用商品とY社の指定商品が非類似であり、X社の行為は、禁止権の範囲でY社の商標権の侵害とならないため
- ウ X社の使用商標とY社の登録商標が類似であり、かつX社の使用商品とY社の指定商品が同一又は類似であり、X社の行為は、禁止権の範囲でY社の商標権の侵害となるため
- エ X社の使用商標とY社の登録商標が類似であり、かつX社の使用商品とY社の指定商品が類似であり、X社の行為は、専用権の範囲でY社の商標権の侵害となるため

問7

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問8

【理由群IV】の中から、問7において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【理由群IV】

- ア 除斥期間を経過しており、無効にすることはできないため
- イ 商標法第4条第1項第10号（他人の周知商標）を無効理由として、無効にすることができますため
- ウ 商標法第4条第1項第11号（先願先登録）を無効理由として、無効にすることができますため
- エ 商標法第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）を無効理由として、無効にすることができますため

- ③ 旅行が好きな甲は、乙が著者である、他のガイドブックには掲載されていないような全国の穴場スポット、あまり知られていない地元料理を紹介する文章及びこれらの写真が掲載されている旅行ガイドブックAを購入した。旅行ガイドブックAの利用について、甲は考え1～考え2を持っている。

考え1 旅行が好きな父親丙に、旅行ガイドブックAの数ページを自分のスマートフォンで撮影した写真をメールに添付して送りたい。この場合、著作権法上、問題はない。

考え2 家族が好きなときに見ることができるように、旅行ガイドブックAの内容を自宅のスキャナーを使ってデジタルデータにして自宅のパソコンに保存したい。この場合、著作権法上、問題はない。

以上を前提として、問9～問12に答えなさい。

問9

考え1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問10

【理由群V】の中から、問9において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【理由群V】

- ア 甲の行為は公衆送信権の侵害と考えられるため
- イ 甲の行為は著作権の侵害にあたらないと考えられるため
- ウ メールで送る内容は著作物にあたらないと考えられるため

問11

考え2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問12

【理由群VI】の中から、問11において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【理由群VI】

- ア デジタルデータは著作物にあたらないと考えられるため
- イ 甲の行為は複製権の侵害と考えられるため
- ウ 甲の行為は著作権が制限される場合と考えられるため

4 問13～問33に答えなさい。

問13

文房具メーカーX社は、外部のリソースを活用したオープンイノベーションにより新たな筆記用具を開発し、関連する発明A～Dを特許出願することを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「発明Aは、協力を依頼した高等学校の生徒甲の発案によるものです。甲は未成年ですので、発明者となることはできません。」
- イ 「発明Bは、協力を依頼した大学の教授乙の厚意により、その大学の施設を使用して実験を行って完成させましたので、教授乙を発明者に含めたいと思います。」
- ウ 「発明Cについては、素材メーカーY社と共同で発明を行いましたので、X社とY社が共同で出願しなければならない場合があります。」
- エ 「発明Dについては、インクメーカーW社と共同で発明を行いましたが、X社では実施しないことになりました。W社とは特に契約はありませんので、発明DのX社の持分については、W社の同意なく他社に譲渡することができます。」

問14

甲は、自分で撮影した写真や録音した録音物を自分のブログに掲載することを検討している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「水族館へ行ったら、情報番組で取り上げられた人気者のペンギンがいたので、そのペンギンの写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、このペンギンのパブリシティ権を侵害することになりますよね。」
- イ 「友人の自宅の部屋に行ったら、この友人が自分で描いた絵画が飾ってあったので、その絵画の写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、この友人の公衆送信権を侵害することになりますよね。」
- ウ 「友人がベートーベン作曲の『エリーゼのために』を演奏した際に、録音することについてこの友人の許諾を得て演奏を録音しました。ブログを開いたときに、この録音したもののが流れるようにすると、この友人の演奏権を侵害することになりますよね。」
- エ 「地元の公園で写真を撮ったところ、来月行われるフリーマーケットのポスターの一部がたまたま小さく写り込んでしまいました。この写真の画像を掲載すると、このポスターの著作権者の公衆送信権を侵害することになりますよね。」

問15

自動車部品メーカーX社の知的財産部の部員が、ライバル会社であるY社が出願した特許出願Pに関する調査をすることが必要な理由について、説明している。ア～エを比較して、部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「特許出願Pの技術をX社に導入する価値があるか見極め、場合によってはY社を提携先の候補とするためです。」
- イ 「X社の製品が、特許出願Pやその分割出願に基づいて成立する可能性のあるY社の特許権を侵害することを防ぎ、多額の実施料を要求されたり差止めや損害賠償を請求されたりするなどの紛争を招くことがないようにするためです。」
- ウ 「特許出願Pに記載された内容を詳細に検討することで、特許出願Pに係る発明を更に改良して、X社の製品をより優れたものにするためのヒントを得るためです。」
- エ 「Y社のどの製品にどの特許出願に係る発明が実施されているかを、発明の詳細な説明の実施例のところに具体的に記載することとなっていますので、それを確認するためです。」

問16

家電メーカーX社は、自社が開発した家庭用電子レンジに商標Aを用いることを検討している。X社の知的財産部の部員甲が、先行登録商標を調査したところ、家電メーカーY社が、商標Aに類似する登録商標Bについて、指定商品を「家庭用電子レンジ」及び「家庭用電気カーペット」とする商標権Cを8年前に取得し、現在も商標権Cが存続していることがわかった。甲が更に調査を行ったところ、Y社について、登録商標Bに類似する商標Dを付した家庭用電子レンジを4年前から販売しており現在も販売を継続中であること、登録商標Bを付した家庭用電気カーペットを6年前から販売していたが2年前から販売が中止されていることがわかった。この調査結果を踏まえ、甲は、商標権Cに係る商標登録について不使用取消審判を請求することを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。なお、「家庭用電子レンジ」と「家庭用電気カーペット」は互いに類似するものとする。

- ア 不使用取消審判により商標権Cに係る商標登録のうち指定商品「家庭用電子レンジ」に係る部分を取り消すことができれば、X社が、商標Aを付した家庭用電子レンジを販売しても、商標権Cの侵害とならない。
- イ 現状では、不使用取消審判によって、商標権Cに係る商標登録のうち指定商品「家庭用電子レンジ」に係る部分を取り消すことができる場合はない。
- ウ 現状では、不使用取消審判によって、商標権Cに係る商標登録のうち指定商品「家庭用電気カーペット」に係る部分を取り消すことはできない。
- エ 不使用取消審判の請求では、一部の指定商品・役務について不使用が認められた場合、すべての指定商品・役務について商標権Cに係る商標登録が取り消される。

問17

ア～エを比較して、意匠に関して、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 自動車Aに類似する自動車Bについて関連意匠出願をする場合、自動車Aに係る意匠権が存続している間であれば、いつでも出願することができる。
- イ 意匠の類否判断は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われる。
- ウ 鞄の取っ手部分について部分意匠の登録がされている場合、鞄全体の形態が異なっていれば、取っ手部分の意匠が同一又は類似であっても、当該鞄の意匠の実施に意匠権の効力は及ばない。
- エ スマートフォンについて、1つのデザインコンセプトから生まれた複数のデザインは、組物の意匠登録出願として意匠登録は認められない。

問18

ドローンメーカーX社は、ドローンAを製造販売していたところ、Y社から特許権Pを侵害するとの警告を受けた。特許権Pの特許請求の範囲の請求項1には、「プロペラaと、モーターbと、ライトcを備えるドローン。」と記載され、他には請求項はなかった。一方、X社のドローンAは、プロペラaと、モーターbと、ライトdを搭載している。ア～エを比較して、いわゆる均等論の適用を検討しているX社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「ライトcをライトdに置き換えたドローンが、ドローンAの製造時点における公知技術と同一、又はドローンに関する発明の属する技術分野における通常の知識を有する者がドローンAの製造時点に容易に推考できたものではない場合は、ドローンAが特許権Pの侵害とされることがあります。」
- イ 「ライトcをライトdに置き換えても、特許権Pに係る特許発明の目的を達成でき、そして同一の効果を奏する場合は、ドローンAが特許権Pの侵害とされることがあります。」
- ウ 「ライトcをライトdに置き換えることが、ドローンに関する発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が、ドローンAの製造時点において容易に想到できる場合は、ドローンAが特許権Pの侵害とされることがあります。」
- エ 「ライトcが特許権Pに係る特許発明の本質的部分ではない場合は、ドローンAが特許権Pの侵害とされることがあります。」

問 19

日本の玩具メーカーX社は、国内外で自社製品の模倣品を排除するために、その方策を社内で検討している。ア～エを比較して、模倣品排除の手段に関して、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 自社の商標と類似する商標が使用される場合を考慮して、自社の商標について商標権を取得する。
- イ 日本で産業財産権のいずれかについて権利を取得していなくても、形態を模倣した製品については、不正競争防止法によりその製品の輸入を排除できる場合がある。
- ウ 自社製品について日本で産業財産権を取得していても、模倣品の販売国においても産業財産権を取得することが望ましい。
- エ 自社製品について意匠権を取得した場合、その意匠権に係る製品に「株式会社X®」の表記をする。

問 20

作業服メーカーX社は、新しい機能を備えた作業服Aを1年後に発売する旨を業界新聞に発表した。その後、Y社からX社に対して、作業服Aの製造販売に関して、Y社の特許権Pを侵害する旨の警告書が送られてきた。また、作業服Aの商品名Bについて、先行商標調査をしたところ、W社が、指定商品がコートで、商品名Bと類似する商標Cについて、商標登録出願Mを出願していることがわかった。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「特許権Pは日本国内でしか権利取得されていないことが判明しました。X社の作業服Aは日本国内で製造して全数を輸出する予定で、輸出の商談もすべて海外で行いますが、特許権Pの存在が問題になる可能性があります。」
- イ 「試験又は研究のために試作した作業服Aには特許権Pの効力は及ばないので、その試作した作業服Aを販売しても、特許権Pの侵害とはなりません。」
- ウ 「作業服Aの製造の開始が特許権Pの出願後であっても、特許権Pの出願前から作業服Aの製造販売の準備が行われていた場合には、対価を一切支払うことなく特許権Pに対抗できる場合があります。」
- エ 「商標Cを付したW社の製品はレインコートであることが判明しました。作業服とレインコートは異なる商品ですが、商品名Bの使用には商標権侵害のリスクがあります。」

問 2 1

家電メーカーX社は、新規な空気清浄機Aを創作し、空気清浄機Aのデザインについて意匠登録出願Dを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 出願書類の内容から空気清浄機Aに係る意匠であることが明らかなので、願書において「意匠に係る物品」の欄の記載を省略することができる。
- イ X社が意匠登録出願Dを出願する前に空気清浄機Aを展示会に出品した場合、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることはできない。
- ウ 意匠登録出願Dをするにあたり、意匠を現した写真を提出する場合であっても図面の提出を省略することはできない。
- エ 新規性喪失の例外の規定の適用を受ける場合、当該適用を受けたい旨を記載した書面を、意匠登録出願Dの出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

問 2 2

無機材料メーカーX社の知的財産部の部員が、社内の各会議に出席して、発言している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 研究所の研究開発会議での発言
「研究テーマAについて、Y大学が基本技術を新たに開発したとのことですので、Y大学との共同研究開発を検討しましょう。X社とY大学との共同成果に係る共有の特許権が取得できた場合、Y大学に不実施補償としての実施対価を支払うとしても、少なくとも当初の期間はX社が独占して実施できる契約にできないか検討しましょう。」
- イ 事業部の事業戦略会議での発言
「製品Bの市場参入について、X社の独自技術の開発を待っていたら出遅れてしまうので、採算を見積もった上で、W社からの技術ライセンスを受けて実施しましょう。この場合、W社からライセンスを受けるのですから、W社へのX社の特許のライセンスについては、特に検討する必要はありません。」
- ウ 本社戦略室の特許戦略会議での発言
「検討している材料Cについて、IPランドスケープを実行して、X社及びライバルメーカーV社の事業戦略を分析したところ、X社はV社よりも材料Cの用途展開の幅がかなり狭いことがわかりました。材料Cに関するX社の特許権のうち活用できていないものは即座に放棄して、維持コストを削減すべきでしょう。」
- エ 知的財産部の月例会議での発言
「X社の主力製品Dに影響するU社の特許権が登録されましたが、U社からの特許ライセンスは期待できません。IPランドスケープを実行して、どのような無効理由を主張できるか検討しましょう。」

問 2 3

美容器具メーカーX社は、美容器具の温度調節を行う部品Aを備える美容器具に係る特許権Pを有している。一方、部品メーカーY社は、部品Aと同じ部品BをX社に無断で製造販売している。X社は、Y社に対して特許権侵害の警告を行うか否かを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「部品Bは、特許権Pに係る美容器具にのみ用いることができる部品である場合、Y社の実施行行為は、特許権Pの間接侵害に該当します。」
- イ 「競合他社のW社が、部品Aと同じような部品に関する発明について、特許権Pに係る特許出願をする前に展示会で発表していたとの情報があります。念のため、Y社に警告する前にW社の発表の詳細を確認しましょう。」
- ウ 「特許権Pは美容器具に関するものですが、Y社は部品Bを製造販売しているだけで、特許権Pに係る特許発明のすべてを実施しているわけではありません。したがって、Y社の実施行行為は、特許権Pの侵害となることはありません。」
- エ 「部品Bが特許権Pに係る特許発明の課題の解決に不可欠なものであったとしても、部品Bが日本国内で広く一般に流通している場合、Y社の実施行行為は特許権Pの間接侵害に該当しません。」

問 2 4

ゲームの企画・開発・販売を行うX社は、映像制作会社Y社との間で、新商品のロールプレイングゲームのウェブ広告用映像の制作依頼契約を締結した。この契約において、Y社のウェブ広告用映像の引渡時期は2024年1月31日であり、X社の代金支払期日は2024年2月29日であったが、2024年3月1日現在において、Y社は完成したウェブ広告用映像をX社に引き渡していない。ア～エを比較して、X社のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア Y社がウェブ広告用映像を2024年2月1日以降にそのデータが消滅して引渡しができなくなってしまった場合、データの消滅がX社、Y社いずれの責めに帰することができない事由によるものであっても、Y社は履行不能について債務不履行責任を負う。
- イ X社は、Y社がウェブ広告用映像の引渡債務を履行しないことを理由として、いかなる場合でも一方的に直ちに契約を解除することができる。
- ウ X社は、Y社の本社へ行ってウェブ広告用映像のデータが保存されたUSBメモリを勝手に持ち出すことはできない。
- エ X社は、Y社がウェブ広告用映像を引き渡さずに代金の支払を請求してきた場合、当該請求を拒むことができる。

問 2 5

玩具メーカーX社は、自社のキャラクターを創作することにした。そこで、このキャラクターの創作を自社内で行うか、外部のイラストレーターに依頼して創作してもらうかについて検討している。ア～エを比較して、X社の法務部の甲の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「外部のイラストレーターに依頼して創作した場合、翻案権を含むすべての著作権の譲渡を受ければ、キャラクターの絵柄の使用や改変は自由に行うことができます。」
- イ 「自社内で創作すると、キャラクターの絵柄は職務著作となる可能性が高いです。その場合、キャラクターの絵柄の使用や改変は自由に行うことができます。」
- ウ 「外部のイラストレーターに依頼して創作した場合、著作権の譲渡を受けるために、著作権の登録は必要ありません。」
- エ 「自社内で創作すると、キャラクターの絵柄は職務著作となる可能性が高いです。その場合、キャラクターの絵柄に係る著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり、キャラクターの絵柄を公表した日の属する年の翌年から起算して70年を経過するまでです。」

問 2 6

加工紙メーカーX社の知的財産部の部員は、自社の出願戦略において発明を特許出願すべきか、営業秘密として保護すべきかについて、発言している。ア～エを比較して、部員の発言として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「発明を特許出願すべきか営業秘密として保護すべきかは、その発明が物の製造方法の発明かどうかによって決定すべきです。物の形状に係る発明は侵害発見性が低いため、営業秘密とするのが望ましいです。」
- イ 「発明を特許出願すべきか営業秘密として保護すべきかは、その発明の新規性の有無によって決定すべきです。発明が新規性を有する場合には、営業秘密として保護すべきではありません。」
- ウ 「発明を特許出願すべきか営業秘密として保護すべきかは、先使用権の立証のしやすさによって決定すべきです。先使用権を確保できれば、営業秘密としての保護を受けることができます。」
- エ 「発明を特許出願すべきか営業秘密として保護すべきかは、その発明に基づいて事業化した場合に、販売された製品から発明を技術的に理解できるときには、特許出願をするのが望ましいです。」

問 27

新しい品種Aについて品種登録を受けたX社は、第三者による品種Aの無許諾利用行為について育成者権の効力が及ぶか否かを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア X社が販売している品種Aの種苗を卸売業者から購入したY社が、その購入した種苗を農家に販売する行為には、育成者権の効力が及ぶ。
- イ X社が販売している品種Aの種苗を小売店から購入したW社が、その購入した種苗を用いて種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ばない。
- ウ X社が販売している品種Aの種苗を小売店から購入した農業者が、その購入した種苗を用いて品種Aを栽培し、その品種Aの収穫物の一部について次期作の種苗として用いる行為には、育成者権の効力が及ぶ。
- エ 品種Aの種苗を入手したV社が、品種Aと異なる新品種の育成の研究に利用するため、品種Aの種苗を増殖する行為には、育成者権の効力が及ぶ。

問 28

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 甲は、洗浄剤メーカーX社の社長であるが、理系出身で研究熱心であり、従来の洗浄剤に比べて少量でも殺菌力が高い洗浄剤を自ら独力で完成させた。甲が完成させた発明は、職務発明に該当することがある。
- イ 乙は、成形装置メーカーY社の商品開発部に所属し、新たな機能を有する成形装置に関する発明を完成させた。Y社の勤務規則には、職務発明について特許を受ける権利をY社が取得する規定が存在した。この場合、職務発明について特許を受ける権利は発生時からY社に帰属する。
- ウ 丙は、鋼材メーカーW社で表面処理鋼材を開発していたが、その後W社を退職し、転職先の鋼材メーカーV社において新たな表面処理鋼材の発明を完成させた。この場合、新たな表面処理鋼材の発明はW社における職務発明に該当する。
- エ 丁は、繊維製品メーカーU社に在職中、繊維製品に関する職務発明を完成させたが、当該発明に関する特許を受ける権利は、U社に譲渡されなかった。この場合、丁が取得した特許権に対して、U社は、丁の許諾がなくとも、無償の通常実施権を取得することになる。

問 29

X社は、文字Aとその右側に分離して配置された図形Bからなる商標Cについて指定商品を「時計、宝石箱」とする商標登録出願Mを行ったところ拒絶理由を受けた。この拒絶理由では、商標Cに類似する他社の先行登録商標Dが指定商品「腕時計」について存在すること（商標法第4条第1項第11号）が拒絶の理由とされている。登録商標Dは、文字Aのみからなる商標である。X社の知的財産部の部員甲は、この拒絶理由に対する対応方針を検討している。ア～エを比較して、甲の考え方として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。なお、「時計」と「宝石箱」は非類似であるものとする。

- ア 出願に係る商標Cと登録商標Dは類似しているとの判断には承服できないが、「宝石箱」について早期権利化を図るため、商標登録出願Mにおいて指定商品「時計」を削除し、「時計」について商標Cの分割出願を行う。
- イ 出願に係る商標Cと登録商標Dは類似しているとの判断には承服できないが、図形Bの部分について確実な権利化を図るため、文字Aのみからなる商標について分割出願を行う。
- ウ 出願に係る商標Cと登録商標Dは類似しているとの判断に承服するので、手続補正書により出願商標Cから文字Aを削除して図形Bのみを残す補正を行う。
- エ 登録商標Dは文字のみで構成されるものであるため、出願に係る商標Cは登録商標Dと非類似である旨の反論を意見書で主張する。

問 30

家電メーカーX社は、新規な美容機器に係る発明Aについて特許権Pを取得することを検討している。特許権Pを取得した後は、日本国内で製造販売するだけではなく、外国に輸出することも計画している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「X社の美容機器は、Y社の特許権の技術的範囲に属することが判明しました。X社が特許権Pを取得できるかどうかにかかわらず、対策が必要です。」
- イ 「発明Aと同一の発明について、W社が既に特許権を取得していることが判明しました。X社は、W社の特許出願前に秘密状態で発明Aに係る試作品を作製していましたが、当該試作品の存在を理由として、W社の特許について特許無効審判を請求することはできません。」
- ウ 「発明Aと同一の発明について、V社が既に特許出願をしていることが判明しました。当該特許出願が登録された場合、特許掲載公報の発行日から5ヶ月経過した後は、特許異議の申立てをすることができる場合はありません。」
- エ 「発明Aと同一の発明について、U社が既に特許出願をしていることが判明しました。U社の特許出願は登録される可能性は高いと考えられます。特許出願が登録される前に契約交渉をして、U社が興味を持ちそうなX社の特許権とのクロスライセンスを成立させることを目指しましょう。」

問3 1

ゴム製品メーカーX社は、タイヤの製造方法に関する技術を開発した。X社の知的財産部の部員は、この製造方法について特許法による保護を受けるのがよいか、不正競争防止法により営業秘密として保護を受けるのがよいか、検討している。ア～エを比較して、知的財産部の部員の考え方として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 他社がこの製造方法を開発することが明らかに困難であると考えられる場合であっても、この製造方法について特許出願をすべきである。
- イ 特許出願すると発明の内容が出願公開され、出願公開後は営業秘密としての保護を受けることができなくなる。
- ウ 不正競争防止法により営業秘密として保護を受けるために、経済産業省へ登録手続をする必要はない。
- エ 営業秘密として保護された技術情報が流出した場合、国内での不正使用だけでなく、海外での不正使用も処罰の対象となり得る。

問3 2

自動車メーカーX社は、新規な自動車の意匠Aを創作し、意匠Aのデザインについて意匠登録出願Dをした。その後、意匠登録出願Dに対して、意匠Aがドイツにおいて頒布された刊行物Bに記載された自動車の意匠Cと類似するという拒絶理由が通知された。ア～エを比較して、X社が意見書を提出した場合、反論として認められる可能性のある主張として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 意匠Aが、意匠Cに基づいて容易に創作できたものではないこと
- イ 刊行物Bが、日本では頒布されていないこと
- ウ 意匠Cが、ドイツで意匠登録出願されていないこと
- エ 刊行物Bが、意匠登録出願Dの出願後にドイツにおいて頒布されたこと

問3 3

大学生甲は、著作権侵害や著作者人格権侵害に関して発言をしている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

- ア 「共同著作物に係る著作権侵害について、各著作権者は他の著作権者の同意を得ずに権利行使をすることができます。」
- イ 「著作権の享受に著作権の登録は必要ありませんが、著作権者が侵害者に権利行使をするためには、著作権の登録が必要です。」
- ウ 「故意又は過失により著作者人格権を侵害された場合、著作者は侵害者に対し、名誉を回復するための措置を請求することができます。」
- エ 「著作者が亡くなった後、著作者が生存していたとしたならば著作者人格権侵害となる行為をした者に対し、当該著作者の遺族は差止請求をすることができる場合があります。」

5 問3 4に答えなさい。

問3 4

自動車メーカーX社は、自社のエンジニアがした発明Aについて、令和4年8月1日に特許請求の範囲に請求項1から請求項19を記載した特許出願Bを行ったところ、令和6年2月1日に出願公開がされた。その後、X社は、特許出願Bについて、請求項の数を10追加する補正をした上で、出願審査請求をすることとした。この場合、出願審査請求に必要な手数料は何円か、算用数字で記入しなさい。

特許法等関係手数料令（特許法第195条第2項関係）による

出願審査の請求をする者 1件につき138000円に1請求項につき400円を加えた額

6 X社の知的財産部の部員甲と部員乙が、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して会話をしている。問35～問37に答えなさい。

- 甲 「日本国特許庁を受理官庁として国際出願する場合、注意すべき点はありますか。」
- 乙 「日本国特許庁を受理官庁とする場合、出願書類は1で作成することが認められています。」
- 甲 「国際出願の内容は公開されますか。」
- 乙 「国際出願をすると、原則としてすべての出願について、2から18カ月経過後に、国際公開されます。」
- 甲 「指定国で権利化のための手続をするにはどうしたらよいですか。」
- 乙 「指定国に対する国内移行手続を行う必要があります。国内移行手続は、2から3の間にすればよいとされています。」

問35

【語群VII】の中から、空欄1に入る語句として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

問36

【語群VII】の中から、空欄2に入る語句として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

問37

【語群VII】の中から、空欄3に入る語句として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【語群VII】

- ア 36カ月
イ 日本語のみ
ウ 優先日
エ 英語のみ
オ 30カ月
カ 国際公開請求日
キ 20カ月
ク 日本語又は英語
ケ 国際出願日

7 出版社X社の事業部の部員甲と法務部の部員乙が、著作権法上の引用に関して会話をしている。問38～問40に答えなさい。

甲 「映画雑誌に、来月公開される映画Aの記事を書くことになりました。映画Aは小説Bを映画化したものなので、小説Bの一部を引用して記事を書きたいと思います。その場合、著作権法上、注意しなければならないことはありますか。」

乙 「引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上 **1** ものでなければなりません。また、小説Bの **2** ことが必要です。また、雑誌の記事と小説Bの主従関係に注意が必要です。すなわち、雑誌の記事が **3** となる関係でなければなりません。」

問38

【語群VIII】の中から、空欄 **1** に入る語句として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

問39

【語群VIII】の中から、空欄 **2** に入る語句として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

問40

【語群VIII】の中から、空欄 **3** に入る語句として、最も適切と考えられるものを1つだけ選びなさい。

【語群VIII】

- ア 文化の発展に寄与する
- イ 正当な範囲で行われる
- ウ 著作権者の利益を不当に害しない
- エ 出所を明示する
- オ 著作権者に通知をする
- カ 著作権者に補償金を支払う
- キ 主
- ク 従

【第47回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ×
問2 イ
問3 ×
問4 ウ
問5 ○
問6 ウ
問7 ×
問8 ア
問9 ○
問10 イ
問11 ○
問12 ウ
問13 ウ
問14 イ
問15 エ
問16 ウ
問17 エ
問18 ア
問19 エ
問20 イ
問21 エ
問22 ア
問23 ウ
問24 イ
問25 ア
問26 エ
問27 ウ
問28 ウ
問29 ア
問30 ウ
問31 ア
問32 エ
問33 イ
問34 254000(円)
問35 ク
問36 ウ
問37 オ
問38 イ
問39 エ
問40 キ